

◎新潟県告示第420号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により小木港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域を、次のとおり指定した。

平成27年3月27日

小木港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定年月日

平成27年3月27日

2 指定する区域

小木港北埠頭2号岸壁から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域